		［略］	［略］	○		
			［略］	○	○	
			［略］	○	○	
				○		

［注　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省令第七十三号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十三条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

総務大臣　野田　聖子

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）	（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）
第五十四条　法第百四十三条の総務省令で定める範囲は次のとおりとする。	**第五十四条**　［同上］
一　水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲	一　水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲

海域 ＼ 航行する船舶の総トン数	［略］	［略］
一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第三十六条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

海域 ＼ 航行する船舶の総トン数	［同上］	［同上］
一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第三十六条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

［二　略］

［2　略］

［二　同上］

［2　同上］

附　則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月三十一日）から施行する。

○農林水産省国土交通省令第一号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百六十六号）の施行に伴い、漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

国土交通大臣　石井　啓一

漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令

（漁船特殊規程の一部改正）

第一条　漁船特殊規程（昭和九年逓信省農林省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。